

記載例

●住民票に記載されている住所を記入してください。

●離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。

ただし、休日・夜間窓口に出す場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日、住民異動届をご提出ください。

●二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に☑

●戸籍の筆頭者ではない方が旧姓に戻る場合のみ記入してください。

●婚姻前の戸籍に戻る場合
⇒☑もとの戸籍に戻る

●新しく旧姓で戸籍をつくる
⇒☑新しい戸籍をつくる

●窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

●令和6年3月1日以降の届出から戸籍謄本の添付は不要になりました。

●協議離婚（話し合いによる離婚）の場合は、成人2名の証人が必要です。ただし、裁判による離婚の場合は必要ありません。
●必ず、証人が署名してください。（押印は任意）

●戸籍の筆頭者でない方が、現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が必要です。（別紙参照）

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は1通でけっこうです。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
和解離婚のとき→和解調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人（協議離婚のときだけ必要です）	
署名 （※押印は任意）	松山 一 山田 久子
生年月日	大正・昭和 平成・西暦 35年5月3日 大正・昭和 平成・西暦 37年6月6日
住所	松山市三津3丁目 2番30号 松山市鷹子町812番地
本籍	松山市三津3丁目 2番地 松山市鷹子町 812番地

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑養育費の分担について取決めをしている。
□まだ決めていない。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アル）による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。

●未成年の子がいる場合は、親権を行う方の欄に、必ず、子の氏名（フルネーム）を記入してください。
●面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等問い合わせください。	
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】	
連絡先	月 月
夫 電話 089(948)6344	
妻 電話 090(0000)0000	

昼間繋がりの電話番号を記入してください。

★時間外受付について★
※閉庁時に届出される方は、夜間窓口へお越しください。
※毎週木曜日は19：00まで
毎月第2土曜日は8：30～17：00まで本館1階市民課での受付が可能です。

夜間窓口は地下1階です。本館と別館の間にある階段を降りてください。